

教員免許更新制

～免許更新の手続きを確実に行っていただくために～

教員免許更新制は、「教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を保持することを確実に保証するものに改革する」ことを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から導入されました。

現在、教員の職に就き続けるためには、必ず免許の更新が必要となっています。更新の時期は、各人によって違います。現職教員は、更新時期の勘違いや失念により免許失効した場合、失職となってしまいます。

免許は個人の資格です。教員一人一人が免許更新の制度についてより正確に理解し、自身の期限を正確に把握していただくことが重要です。

新免許状所持者と旧免許状所持者との違いについて

<新免許状所持者>

平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を取得した者です。免許状そのものに期限(有効期間の満了日)が記載されています。免許状そのものに期限があるため、未更新のまま期限が過ぎた場合、免許状はその時点から効力を失います。

<旧免許状所持者>

平成 21 年 3 月 31 日までに 1 枚でも免許状を所持している者です。つまり、平成 21 年 3 月 31 日までに 1 枚でも免許状を所持している者は、平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに免許状を取得したとしても旧免許状所持者であることに変わりはありません。新たに取得した免許状にも有効期限の記載はありません。

旧免許状は、免許状そのものには期限はありません。つまり、旧免許状所持者の免許状は、時間の経過によって免許状が当然に失効することは原則「ない」のです。ただし、旧免許状所持現職教員が、更新講習の修了確認を受けないまま、修了確認期限が過ぎてしまった場合、法律では、その者が所持する免許状はすべてその効力を失うと明記されており、速やかに免許状を返納しなければならないとも規定されています。

旧免許状所持者の免許更新とは

旧免許状所持者の免許状には、期限の記載がありません。法律の改正では、既に所持している免許状に、さかのぼって期限を付すことはできないため、平成 21 年 3 月 31 日までに既に免許状を所持している者の免許状には期限を付さない代わりに、「その者が、教壇に立つためには、その者が教壇に立てる状態に更新をしていなければならない」とする制度とし、生年月日で区切られた修了確認期限としました。つまり、新免許状所持者の更新が、まさに免許そのものの更新であるのに対し、旧免許状所持者は、「旧免許状所持者が教壇に立てるようになるための更新」であるという違いをよく理解してください。

免許状の有効期間等の確認方法について

所持する全ての免許状と都道府県教育委員会発行の更新等の証明書を確認し、新免許状所持者か旧免許状所持者かを判断した上で、最新の有効期間又は修了確認期限を把握してください。

なお、旧免許状所持者の最初の修了確認期限は、全て到来済みです。詳しくは、文部科学省のホームページ等で確認できます。

(文科省 Web ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

新免許状所持者と旧免許状所持者の比較早見表

新免許状所持者と旧免許状所持者の双方に該当する者はいません。(最初に取得した免許状の取得時期により区分されています。)

	新免許状所持者 (教育職員免許法第9条)	旧免許状所持者 (教育職員免許法平成19年改正附則第2条)
区分	平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者	平成21年3月31日までに1枚でも免許状を取得したことがある者
免許状	免許状に当該免許状の有効期間の満了日の記載がある。	免許状に有効期間が記載されていない。 〔平成21年4月1日以降に新たに免許状を取得しても、新たに取得した免許状に有効期間の記載はない。〕
有効期間 又は 修了確認 期限	<p style="background-color: #00FFFF; padding: 2px;">免許状及び更新等の証明書に記載のある期限</p> <p>免許状を複数所持している者は、免許ごとにそれぞれ期限が付いているため、見かけ上は複数の期限があるが、その場合には、有効な免許状及び更新等の証明書のうち一番遠い期限が、その人の更新期限となる。</p> <p>また、新免許状所持者の免許状に記載する有効期限は、免許状の授与の日から10年先の年度末ではなく、その免許の申請ができる状態になった時から10年先の年度末であることから、免許状の見かけ上、発行日から10年に満たない免許状が存在する。</p> <p>更新等をしない場合、免許状は失効する。</p>	<p style="background-color: #00FFFF; padding: 2px;">更新講習修了確認証明書等に記載された期限</p> <p>有効期間の定めがないため、免許状が自動的に失効することはない。</p> <p>ただし、旧免許状所持現職教員の場合は、更新等をしない場合、その者が所持する免許状はすべてその効力を失う。</p>
更新	申請期間(有効期間の満了日の2年2か月前から2か月前まで)に、更新する免許状に対応する職種の更新講習を受講し、「有効期間更新申請」を行う。 (更新する免許状の職種[教諭、養護教諭、栄養教諭]が複数ある場合、それぞれに対応する講習が必要)	申請期間(修了確認期限の2年2か月前から2か月前まで)に、今就いている若しくは就く予定の職種(教諭、養護教諭、栄養教諭)に対応した更新講習を受講し、「修了確認申請」を行う。
新たな免許状取得による延期	新たに免許状を取得し、かつ、その取得日に有効な免許状を所持していた場合は、自動的に全ての免許状の有効期間が、新たに取得した免許状の有効期間となる。(一番遠い期限に、自動的に統一される。)	新たに免許状を取得しても、修了確認期限は人ごとに設定されているため、自動的に延期されない。 延期を希望する場合は、必ず「延期申請」が必要となる(現職教員のみ)。
育児休業等の事由による延期	育児休業等文部科学省令で定めるやむを得ない事由により延期する場合は、「有効期間延長申請」を行う。	育児休業等文部科学省令で定めるやむを得ない事由により延期する場合は、「修了確認期限延期申請」を行う。
免除	校長等であることにより更新講習を受ける必要が無いと認められた者である場合、申請期間に「有効期間更新申請」を行う。	校長等であることにより更新講習を受ける必要が無いと認められた者である場合、申請期間に「免除申請」を行う。

ポイント

- 現職教員については、期限の2か月前までに申請を行う必要があります。年度末が期限の場合、1月末日までに申請がなされていないと、失効失職ということになってしまいます。
申請可能期間内であれば、申請時期が早いからといって、次の期限が短くなることはありませんので、早めに申請をしてください。申請は約2年前から可能です。
- 大学等で更新講習を受けただけでは期限は更新されません。更新講習を受ければ手続は終わったと誤認している方がいます。県への更新申請・確認申請の手続をして、次の期限が記された証明書(都道府県教育委員会の公印が押されたもの)を受け取って、初めて更新が完了となりますので注意が必要です。
- 旧免許状所持現職教員の場合、新たに免許状を取得しても、自動的に期限が延期されることはありません。延期の申請手続きが必要となりますので、くれぐれも注意をしてください。